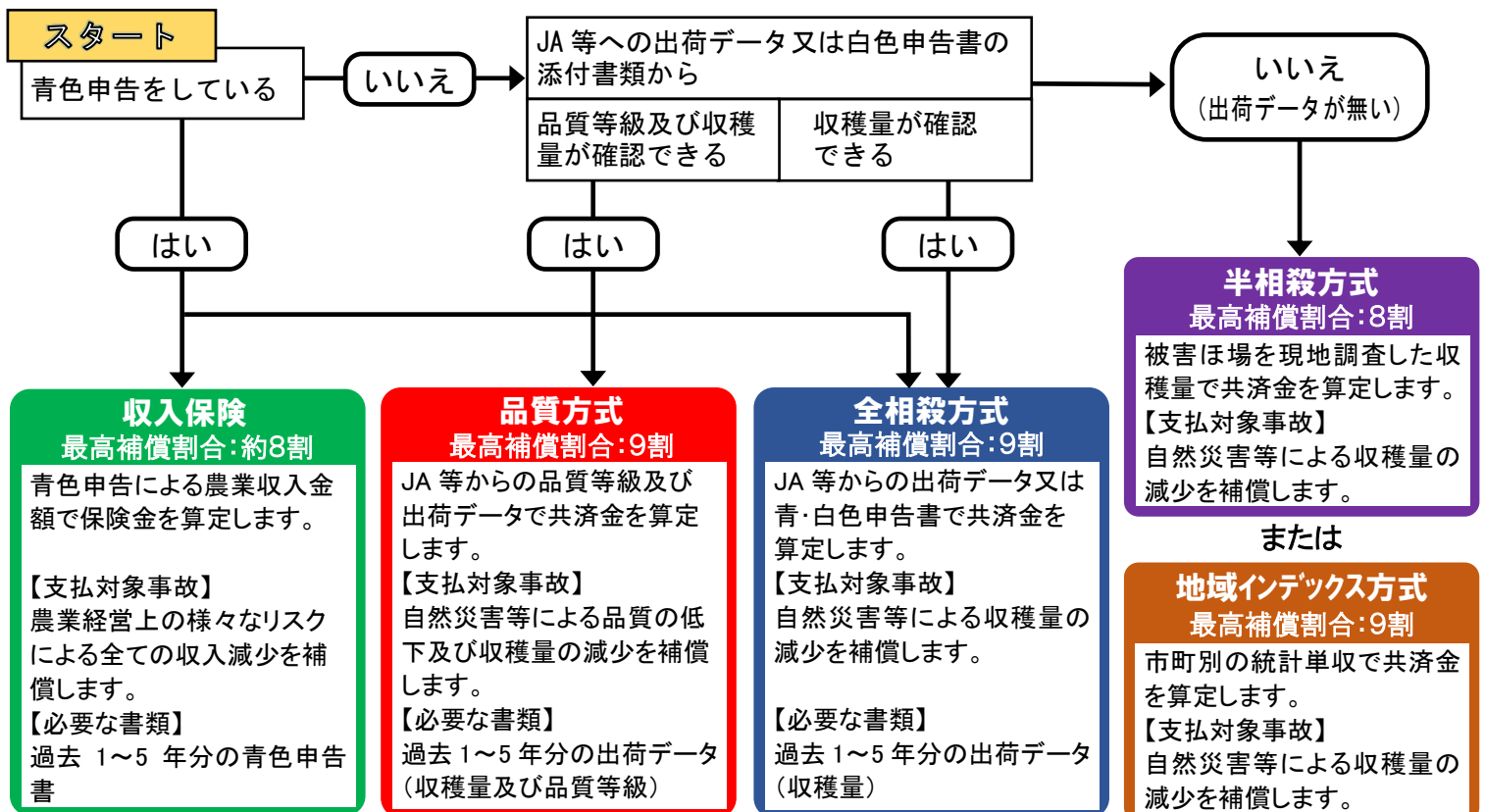


## 水稲共済の補償方式及び平均的な掛金等 (標準的な加入条件で各方式の最高の補償割合を選択した場合)

補償方式	はんそうさい <b>半相殺方式</b>	ぜんそうさい <b>全相殺方式</b>	<b>品質方式</b>	<b>地域インデックス方式</b>
選択できる補償割合	8割・7割・6割	9割・8割・7割	9割・8割・7割	9割・8割・7割
加入資格者	全ての農業者	JA等で全量調製計量している農業者 青色申告者 白色申告者	JA等に全量出荷している農業者 青色申告者	全ての農業者
加入申込に必要な書類	加入申込書(営農計画書)			
	8割補償 kg単価第1位 一筆半損特約有 以外を選択する場合のみ、補償方式等選択に係る申出書を提出	補償方式等選択に係る申出書		補償方式等選択に係る申出書
い 右記の書類のうち ずれかを1～5年分		JA等が発行する過去の出荷データ(品質方式の場合は、品種ごとに等級を記載) 青色申告又は白色申告関係書類	青色申告関係書類	
減収の確認方法	損害評価員等による現地調査	JA等から提供された出荷データで収穫量等を確認 青色申告書・白色申告書等に記載の収穫量	青色申告書に記載の収穫量	市町別の統計データ
10 a あたり 補償額	86,078円	96,838円	81,054円	96,838円
農業者が支払う掛金等	442円	475円	369円	126円

### 【水稲共済 補償方式選択チャート】



※ 半相殺方式以外の補償方式を選択する際は、「補償方式等選択に係る申出書」を提出してください。

## 半相殺方式（8割補償・一筆半損特約）の共済金計算例

4筆 基準収穫量計 1,896 kgの  
作付けをおこなっている場合



不てん補部分  
2割(379 kg)  
8割(1,517 kg)  
を補償

基準  
収穫  
量  
計  
1,896 kg

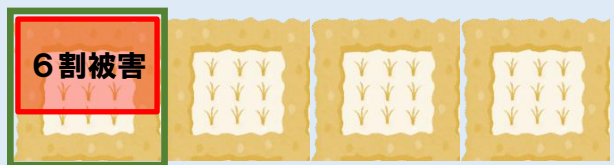
### <共済金お支払い事例1> 収量全体の2割を超える減収の場合



全耕地の合計収量で27.5%の減収となった

$$\begin{matrix} \text{(減収量)} & \text{(不てん補部分)} & \text{(kg 単価)} & \text{(支払共済金)} \\ \text{(521kg)} & \text{— 379kg} & \text{)} \times 227 \text{円} & \text{= 32,234円} \end{matrix}$$

### <共済金お支払い事例2> 耕地ごとに5割以上の減収の場合（特例によるお支払い）



全体では15%の減収であるが、1筆で5割以上の減収が発生

$$\begin{matrix} \text{(基準収穫量)} & \text{(支払割合)} & \text{(kg 単価)} & \text{(支払共済金)} \\ 474\text{kg} & \times 2\text{割} & \times 227 \text{円} & \text{= 21,565円} \end{matrix}$$

半損被害: 基準収穫量の2割相当額のお支払い  
全損被害: 基準収穫量の7割相当額のお支払い

### <共済金お支払い対象外> 全体で2割以下の減収で、耕地ごとに5割以上の減収がない



全体では12.5%の減収で、2割を超える減収とならない  
5割以上の減収が発生した耕地が無い

⇒ 共済金支払対象となりません

## 耕地ごとの大きな被害をサポート 一筆全損特例・一筆半損特例

農業者単位で共済金の支払対象とならない場合でも、耕地単位で全損被害又は5割を超える被害が認められる場合に、特例として共済金をお支払いすることができます。

一筆全損特例は、全ての水稻共済加入者に適用されます。一筆半損特例は、加入申込時に一筆半損特約を付加した加入者に適用されます。一筆半損特約にかかる加入者負担掛金は、半相殺方式の標準的な加入条件で10a当たり約15.1円です。水稻共済にご加入の際には、一筆半損特約の付加をおすすめします。

一筆全損特例	一筆半損特例
全ての引受方式に <b>自動付帯</b> されています	特約を付加するか選択できます
最大で耕地ごとの収量の7割を補償します	最大で耕地ごとの収量の2割を補償します
農家単位に認定した共済金と耕地ごとに認定した共済金を比較し、大きい額が支払共済金となります。 ※肥培管理の不備がある場合、対象とならないことがあります。 ※補償額は、加入者が選択した補償割合により変動します。	

## 水 稻 損 害 防 止 事 業 の ご 紹 介

NOSAI ひょうごでは、水稻を耕作し、水稻共済又は収入保険にご加入頂いている農業者が属する集落等の営農組織を対象に、加入面積に応じて水稻損害防止事業助成金を交付しています。

（令和6年度の兵庫県の損害防止事業交付額 約5,225万円）

**集落ごとの加入率に応じて助成単価が変動します**ので、集落ぐるみで水稻共済又は収入保険へのご加入を検討ください。

### <助成対象となる経費>

地域内で共同又は一斉に行う水路掃除、除草作業、獣害防護柵等の点検・整備、共同防除等に係る労務費相当額

水稻損害防止事業の詳細については、お近くのNOSAI事務所（支所）までお問い合わせください。

## 重要事項（注意喚起情報）

- 次の場合には、直ちに通知してください。
  - (1) 災害が発生したとき、並びに共済金の支払いを受けるべき損害があると認めるとき。
  - (2) 加入申込書に記載した事項に変更が生じたとき。
  - (3) 共済目的を譲渡したとき。
  - (4) 共済目的を収穫適期前に刈り取り、抜き取り若しくはすき込みを行うとき。
  - (5) 栽培方法を加入した区分に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更したとき。
- 次の場合には、共済関係を解除します。共済関係を解除した場合は、そのときまでに発生した損害についても共済金の支払い責任を負いません。また、既に受取った農家負担共済掛金を返還しないことがあります。
  - (1) 加入資格者が加入申込書兼変更届出書提出の際に告知を求められたものについて、故意若しくは重大な過失によってこれを告げず、又は不実を告げたとき。
  - (2) 加入者が正当な理由がないのに農家負担共済掛金の払込みを遅延したとき。
    - ※正当な理由とは、口座引落しを行なっている金融機関が災害等で機能停止した場合や、自然災害のため共済掛金を納入することができなかった場合等をいいます。
  - (3) 加入者が共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ又は生じさせようとしたとき。
  - (4) 加入者が共済金の給付の請求について詐欺を行い又は行おうとしたとき。
  - (5) その他、共済関係の存続を困難とする重大な事由があるとき。
- 次の損害は、共済金の支払責任を負いません。
  - (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害。
  - (2) 加入者またはその者の法定代理人の故意または重大な過失によって生じた損害。
- 次の場合には、共済金の全部または一部を免責します。
  - (1) 加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。あるいは、加入者が損害防止の指示に従わなかったとき。
  - (2) 加入者が損害発生の通知を怠り、または悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
  - (3) 加入者が共済加入申込書兼変更届出書の事項につき、悪意若しくは重大な過失によってこれを告げず、又は不実を告げたとき。
  - (4) 加入者が正当な理由がないのに事業規程に基づき督促された農家負担共済掛金の払込みを遅滞したとき。
  - (5) 加入者が共済目的に異動が生じたとき（共済目的を譲渡したとき、又は収穫適期前に刈り取り、抜き取り若しくはすき込みを行ったとき、又は栽培方法を加入した区分に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更したとき）の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
  - (6) 加入者が植物防疫法の規定に違反したとき。
- 共済金の支払財源に不足が生じたときは、共済金の一部を事業規程の規定に基づき削減することがあります。
- 個人情報の取扱い
  - (1) 加入内容、共済加入申込書兼変更届出書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
  - (2) 農業保険法に基づく共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため、国との間で個人情報を業務に必要な範囲で利用することがあります。
  - (3) 法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、国または地方公共団体等の実施する調査に協力する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

本書面は、水稻共済への加入にあたり、確認いただきたい事項を記載しております。  
内容を確認のうえ、了解いただきますようお願い申し上げます。

詳しくはお近くの農業共済組合事務所（支所）までお問い合わせください。

お住まいの地域のNOSA I事務所（支所）が検索できます



NOSA Iひょうご

検索



# 水稲共済

# おすすめガイド

水稲共済は、自然災害等による損害に対し共済金が支払われる公的な保険制度です。近年多発する災害に備え、水稲共済にご加入ください。

ご加入の際には、農業者ごとに収穫量の8割を補償し、更に耕地ごとの大きな被害（5割以上の減収）も補償する一筆半損特約を付加した「**半相殺方式**」でのご加入が基本になります。

また、収穫した水稲をJA等の乾燥調製施設に出荷し、収穫量を確認できる方は、より補償が充実した「**全相殺方式**」での加入をおすすめします。

半相殺方式以外の補償をご希望の方は、中面の説明を参考に「補償方式等選択に係る申出書」を提出いただくことで、「更に高い補償」や、「掛金負担の低い補償」の加入方式を選択できます。

## 加入できる農業者は

水稲の作付面積の合計が10a以上（転作等を含む）の農業者、法人、農業共済資格団体（営農組織等で一定の要件を満たしている団体）又は本組合が実施する他の共済事業に加入している組合員等が、水稲共済に加入できます。

水稲を作付けした圃場のすべてをお申込みください。

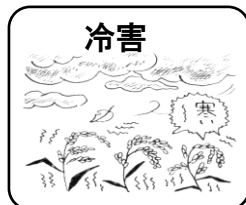
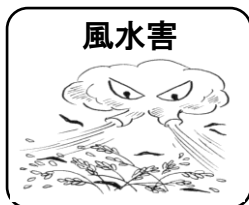
※ 青刈り稲、WCS用稲などのように穀実の収穫を行わない圃場は加入できません。

## 補償期間は

本田移植期（直播の場合は発芽期）から**収穫期まで**です。収穫期には、圃場における通常の乾燥期間も含まれます。

※ 育苗期間中や刈り遅れは補償の対象とはなりません。

## 支払対象となる主な被害は



※ 上記に併せ、その他の自然災害や火災も対象に含まれます。